

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所プラザマアム運営規程

（目的）

第1条 短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 短期入所生活介護事業所プラザマアム

所在地 茨城県土浦市板谷七丁目626番地11

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）従業者

生活相談員 1名（常勤専従）

看護職員 4名（非常勤兼務4名）

介護職員 14名（常勤専従1名、非常勤兼務13名）

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は10名とする。

（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割あるいは2割・3割の額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- (1) 滞在費 1970円（1日あたり）
 - (2) 食費 朝食450円、昼食700円、夕食700円、おやつ代100円（1日あたり）
 - (3) レクリエーション代150円（1日あたり。イベント等の場合実費）
 - (4) 個室浴槽利用500円（1日あたり）
 - (5) タオル70円（1枚）、バスタオル150円（1枚）
 - (6) ヘアカット代2300円
- 3 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

土浦市

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けても

らうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) サービス付き高齢者向け住宅と併設のため、入所生活の規則はサービス付き高齢者向け住宅の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）を策定し、これを定期的に見直し、及び必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画を周知するための研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施する。
- 3 定期的に訓練（シミュレーション）の結果を見直し、必要に応じて業務継続計画の修正を行う。

(身体的拘束等の適正化のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、原則として利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。

- 2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を詳細に記録するものとする。
- 3 身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と

秘密保持契約を締結するものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社プラザマム代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附則）

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

一部条文を追加して、令和5年4月1日より施行する。

一部条文を追加して、令和6年4月1日より施行する。